

公益社団法人 日本文藝家協会

平成 27 年度事業計画

自 平成 27 年 4 月 1 日

至 平成 28 年 3 月 31 日

【 概要 】

日本文藝家協会は、文芸家の職能団体としてその権利擁護と確立のための活動に併せ、文芸著作物の公平かつ広範な利活用のための活動を展開している。また、平成 23 年 4 月 1 日からは公益社団法人となり、文化・芸術の発展に寄与するための公益事業をすすめてきた。公益社団法人として 5 年めに入る今期は、さらに著作権思想の普及、知的財産権や電子出版に関する広範な情報の発信につとめる。とくに著作権法の改正、施行に伴う契約、送信権をめぐる現場の問題等について実作者・出版者・著作権利用者、読者の共有窓口として広報機能をより充実させていく。新規の編纂事業、データベース事業も今期は調査報告、そして企画の立案に移行する。

以上に基づき、平成 27 年度は以下の事業を行う。

公益事業 1 普及事業

1 講演会等事業

1) 文芸および著作権に関するイベント

開始から 4 年めの「文芸トークサロン」は文芸愛好者と小説家、研究者、編集者らとの交流の場として今期も継続していく。テーマや集客の見通しによって会場の使い分け、シンポジウムのような拡大版、またインターネットの活用など工夫を重ねる。年 8 回程度予定。

2) 文学碑公苑・講演会

富士霊園内の〈文学碑公苑〉での文芸講演会を、今年度も独立行事として開催する。講演会に加えて、会場である富士霊園周辺の自然の散策、文学館、美術館を巡るコースが好評のためさらに充実させていく。画像による公苑案内、パンフレットの改訂作業をすすめる。

3) 著作権思想普及セミナー支援

今期も文化庁主宰の著作権セミナーや全国の教育委員会、学校関係組織が開催する著作権思想普及のための講座等に、積極的に参加していく。また、とくに電子出版に関する契約をめぐる問題やあらたな電子媒体による商品の許諾等の対応など、最新の事例を蓄積していく。

著作権思想普及の一環である「文藝巡回イベント」においても前期と同様に、電子書籍や公共図書館をめぐるの喫緊の課題を地方都市の会員、書店、学芸員らとともに考える機会ととらえて、広く情報を発信していく。

2 データベース事業

協会ニュースや編纂物等これまでの協会刊行物をコンテンツとする、電子アーカイブスの企画を継続して研究する。協会のホームページを充実させイベントなどの集客力を高めるために、フェイスブック等を取り入れた機能の研究をすすめていく。また「K101」の今後も予想される消費税に伴う送金システムのための整備、許諾システムの改善に役立つ情報を調査、収集する。

3 編纂事業

1) 文藝年鑑の発刊

今期の編纂委員会では、昨年につづき、文芸各分野の動向を総括する「概観」の項目を見直して、あらたに「翻訳」を加えて計 27 分野とする。「雑誌掲載作品目録」では見出しや企画別の並べ方を工夫して索引利用の便を図っていく。データ更新のために「文藝年鑑」全名簿掲載者へ毎年送付している住所等確認の郵便物について、目隠しシールと封書の工夫など、個人情報に配慮した送付を実施する。

2) 文芸アンソロジーの発刊

今期も各文芸分野のアンソロジーの編纂をおこない、講談社刊「文学 2015」、徳間書店刊「短篇ベストコレクション 現代の小説 2015」、光村図書刊「ベスト・エッセイ 2015」、をそれぞれ発刊の予定。昨年 10 月から開始した「現代小説クロニクル 全 8 巻」はひきつづき 4 巻～8 巻の作業中である。4 月より、偶数月の 10 日前後に発売の予定。これまで光文社より刊行してきた「代表作時代小説」アンソロジーは、版元を集英社に替え、あらたな編纂委員会を立ち上げる。判型は文庫版を予定。また、既刊の協会編纂物を使つての新企画も進行中で、各種編纂作業が通年に亘るためスタッフの増員を図る。

平成 25 年度に実施した協会編纂物の海外寄贈事業は、日本の文芸に関心のある大学や研究機関など、交流のできる送り先を調査し今期も継続していく。

4 文学モニュメント運営事業

協会の誇るべき、世界に類のない「文学碑公苑」の環境整備を継続管理して、四季を通じて文学愛好家、参拝者に公開する。「墓前祭」を例年通り 10 月に予定。最新の第 8 期の募集が数年で終了の予定のため、次期の増設プランや事業の長期的な展望を求められる時期であり、文学者支援委員会、文学碑公苑運営委員会、周年事業委員会の合同協議としてすすめていく。基調として昨年末に実施して回答率の高かった会員へのお墓のアンケートの結果を反映した方向づけに、取り組んでいく。

5 文藝家協会ニュース発刊事業

今年度も定期刊行物として「文藝家協会ニュース」を年 10 回発行する。前期と同様に「文藝巡回イベント報告書」や会員への「税のお知らせ」等、別刷として随時発行しニュースとともに会員に提供していく。また今期はあらたに、取材企画をすすめており、4 月から不定期で紙面に加える予定。

6 障害者等支援事業

音訳と拡大写本のための許諾に関して、著作権法の権利制限になるのは点字図書館等の限られた施設のみで、文藝家協会著作権管理部はこれまで福祉団体等の求めに応じ

て、権利制限にならない場合の許諾作業を無料でおこなってきたが、さらに弱視児や視聴覚障害者等の読書環境の支援を必要とする社会障害者へ積極的な配慮をしていく。また、文化庁やボランティア団体と連携して情報収集につとめ、講師を招いての勉強会やセミナーを協会で開催する。

公益事業2 著作権管理事業

1 著作権管理事業

ひきつづき主要な原作者の著作権保護期間が切れる時期にあたるため、今期も映像関係の事業収入の伸びは見込めないが、近年、教育関係の使用手数料収入は増加している。事業拡大のために、今期も著作権の啓蒙普及のための活動を拡大し、また許諾の手続きの合理化をさらにすすめ、管理委託者の増加につとめる。

文化庁や関係団体が想定している著作物の孤児作品の二次利用に関する「裁定制度」の構想に呼応して、利用者の便を図るための公益活動として各著作者団体との連携を強化し、また情報を共有して著作権者側からの提案を準備したい。

著作権思想普及の一環として都市をめぐり、また著作権思想の啓蒙活動、地方会員との交流を図る「文藝巡回イベント」を今期も年2回開催の予定で、テーマ、候補地等を立案中である。人的不足を補うために開催地の文学館や記念館、学芸員や同人誌と関係を取り効率的な運営を試行する。

文芸出版社7社と協会との電子書籍契約書を検討する「21世紀の契約を考える会」は契約のガイドラインについて具体的な指針を作成、ひきつづき研究をつづける。

2 補償金等受け取りおよび分配事業

今期は、一般社団法人 私的録画補償金管理協会（SARVH）が、平成24年11月の東芝との訴訟への最高裁の判断を受けて平成27年3月末に法人として解散、4月より清算法人となるため協会の私的録画補償金分配事業も廃止となる。しかし、私的録画補償金の対象を定めた著作権法施行令は、最高裁が当該訴訟のSARVHの上告を棄却、敗訴が確定後も改正されておらず、著作権者を保護する制度が実際には機能していないことになる。現行の私的録画補償金制度のもとでいかに権利者の保護を図っていくのか、またはあらたな仕組みを模索するのか、協会として関係団体と協議を重ねるべき課題として残された。一般社団法人 私的録音補償金管理協会（SARAH）からは、メーカーと協議途上のため平成25年度の分配は受けていない。そのほかの教科書補償金等については、これまで通り管理委託者への分配事業を継続する。

公益事業3 調査研究事業

1 広報・提案事業

各理事の協力を得て引き続き、文化庁、経済産業省、関係団体の委員会・研修会に参加あるいは出講して、協会の広報につとめる。協会からの声明、要望書、協会会員名簿および著作権管理委託者名簿、編纂物紹介、イベント告知等をホームページ上で発信する。また著作権管理部の実務相談、許諾提案などの集積された情報を整理して、協会ニュース、冊子などの配布物にして広報していく。広報・提案機能を高めるためにSNS（ソーシャルネットワーク）の活用を調査研究する。

2 「著作権評価に関する意見書」作成事業

著作権継承者の求めに応じて調査・作成する「著作権評価に関する意見書（評価意見書）」事業を本年度もおこない、公正な著作権の評価を税務署に提供する。近年増えている問い合わせや依頼を受けて、電話相談等での「評価意見書」の啓蒙に取り組む。

3 連絡仲介事業

今期も一般やさまざまな方面からの著作権許諾・企画実現の相談等に対して、調査をし、著作権者との仲介をする業務につとめる。加えて、漫画家・写真家・舞台芸術家等ほかの著作権団体との交流をより深めていく。これは各団体の現況を把握することで、総合的でより効率的な仲介の提案ができるようにするためである。出版物貸与権センター、日本複製権センターなど公益法人が開始する新規の著作権関連事業にも参加して情報を収集、文芸活動と著作権に関するいち早い情報を発信できるよう努力していく。

以上